

道府県民税利子割納入申告書等の記載手引き

公社債利子等の道府県民税利子割納入申告書

利子等の支払いをした年月を記載してください。
利子割の納入申告期限は、利子等の支払いをした月の翌月の10日です。

以下の該当する納付方法に○をしてください。
「営」・・・支店又は営業所単位で納付する場合
「県」・・・(1)本府内の複数の営業所等の分を一括納付する場合
(2)他府県の本店等が、本府内の営業所等の分を一括納付する場合
(※一営業所分のみの場合も含まれます。)

該当する利子等の種類欄に☑を記載し、利子の種類ごとに1枚ずつ申告書を作成してください。

利子の支払い事務を行っている営業所等の所在地及び名称を記載してください。

課税対象額を記載してください。

非課税対象額がない場合、課税対象支払額と一致します。

特記事項を記載してください。
例)源泉徴収漏れのため
マル優無効分のみ

区分		支払額				税額			
課税	非課税	兆	千	百	十	千	百	十	円
11	12	1	0	0	0	0	0	0	0
13	13								
計	14	1	0	0	0	0	0	0	0

支払金額	01	1	0	0	0	0	0	0	0
特別徴収税額	02					5	0	0	0
(延滞金)	03								
納入金額合計	04					5	0	0	0

金額は一致します。
(課税(支払額)「11」=支払金額「01」)

金額は一致します。
なお、税額は原則「支払額」×5%以下となるため、5%を超過している場合は支払額及び税額を確認してください。

特別徴収義務者の法人番号を記載してください。(法人番号とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に規定する13桁の法人番号をいいます。)

- 留意事項**
- (1) 記入誤りの場合は、2重線で訂正してください。
 - (2) 本納入申告書は、4枚複写です。
 - 1枚目 納入申告書 → 大阪府保管
 - 2枚目 納入済通知書 → 大阪府保管
 - 3枚目 納入書 → 金融機関、郵便局保管
 - 4枚目 領収証書 → 納入者保管

(お問い合わせ先)
大阪府なにわ北府税事務所
個人事業税利子割課
Tel 06-6362-8611(代)
Fax 06-6362-6760